

Title	自由民権運動関係小暴動事件拾遺：続続・明治法制史料雑纂
Sub Title	Treatise on small mob incidents concerning the Movement for freedom and civil rights in Meiji Era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.1 (1967. 1) ,p.93- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670115-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

統続・明治法制史料雑纂(一)

手塚豊

明治十年代以降、自由民権運動関係の暴動事件として秋田事件(明

治十五年)、福島事件(明治十六年)、高田事件(同前)、飯田事件(明治十八年)、加波山事件(明治十九年)、秩父騒動(同前)、大阪事件(明治二十年)、群馬事件(同前)、名古屋事件(同前)、静岡事件(同前)⁽¹⁾等は、余りにも著名である。そのほか、「自由党史」に掲げられている同種の小事件に、速見市太郎の日比谷爆裂弾事件(明治十八年)、尻無川事件(明治二十一年)、高知の爆裂弾事件(同前)等がある。

しかし、この種の事件は、以上で悉くのものではなく、なおいくつかのものを数えることができる。本稿で私は、それらの中から三件を選んで紹介してみたいと思う。

その一は、新発田の中村敬太郎を中心とする大臣暗殺陰謀事件(以下、新発田事件と呼称する)、その二は、富山県射水郡有志の大臣暗殺陰謀事件(以下、射水郡事件と呼称する)、その三は、和歌山の浅

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

井誉至夫の内乱陰謀事件(以下、その自首した土地に因んで田辺事件と呼称する)である。

新発田事件は、同じ新潟県でおきた高田事件に比較すると、関係者も多く、また判決の結果も高田事件の赤井景韶が重禁獄九年であったのに対し、中村敬太郎は重懲役十一年であり、より重く罰せられている。その点からみれば、新発田事件の重要性は決して高田事件に劣らない。射水郡事件は公判開始前に憲法発布の大赦によつて放免されたので刑の宣告はなかつたが、もしも公判が開かれておれば、新発田事件とほぼ同様の処罰は免がれなかつたであろう。田辺事件は、浅井の自首によつて予審免訴にはなつたものの、内乱の陰謀そのものの存在は無視できない。

「自由党史」は、憲法発布の際の大赦によつて放免された自由民権運動関係者の事件名と氏名を掲載しているが、どうしたわけか、大赦になつた新発田事件、射水郡事件を逸している。ただ一人、新発

田事件の古山又三郎の氏名だけを掲げているが、それは「秘密出版事件(明治二十一年判決)」と誤記されている。

そのほか、現在までの自由民権運動史の研究において、新発田事件、射水郡事件、田辺事件の一つでも採りあげたものは、私の知る限りではみあたらない。資料の欠缺が原因ではあるが、なお研究不備のそしりは免かれない。本稿がそうした不備を補う一助ともなるならば幸である。

- (1) 各事件の年は、第一審判決の行われた時による。
- (2) 「自由党史」(岩波文庫版) 下巻・九〇頁、一五八頁。
- (3) 前掲書・一五八頁。拙稿「高知修立社尻無川事件判決書——続明治法制史料雑纂(一〇)・本誌第三九卷三号五四頁以下。なお、拙稿起草とはほぼ時を同じくして中島及氏の「暗殺の記録——高知民権運動遺聞」(昭和四十年十月)が出版された。この中の「吉松桂門」(前掲書・一九頁以下)は、事件関係者のくわしい研究であつて、これまで自由党史の簡単な記事以外には、ほとんどわからなかつた尻無川事件の全貌が、かなりはつきりしたことは、寔に喜ばしい。
- (4) 前掲自由党史・二八四頁。
- (5) 前掲書・中巻・二九〇頁。
- (6) 前掲書・下巻・三八六頁以下。
- (7) 前掲書・三八七頁。

一 新発田事件

これは、明治二十年八月以降、新潟県新発田の中村敬太郎を中心とする六名の有志が、伊藤首相、井上外相の暗殺を計画して爆弾を

製造中、事件が発覚し、翌年六月、東京重罪裁判所において爆発物取締罰則により処断された陰謀事件である。

この事件は、公判開始直前まで一般世間には洩れなかつたとみえて、明治二十一年五月十六日・東京日日新聞は、次のように述べている。(以下、新聞記事の句。読点はすべて手塚)

東京重罪裁判所に於て、近々公判に附せらるゝ新潟県北蒲原郡新発田本村の士族中村貞太郎(まこと)外数氏の爆発物取締罰則違反事件は、何歟容易ならざる陰謀の発露せし故なりと歎風説すれど如何にや。

公判は五月二十九日に開かれた。同時に都下の各新聞には事件の概要が報道された(例えば五月三十日・読売新聞、毎日新聞、時事新報等)。なかでも、同月三十日・東京日日新聞は、公訴状の全文を次のごとく掲載している。

東京重罪裁判所にては、昨日午前十時四十分より……新潟県士族中村敬太郎外五名に係る爆発物取締罰則違反の公判を開き、弁護人は松尾清次郎、佐伯剛平の両氏にて、午後二時四十分終結したるが、其宣告は追て為すべしとの事なりき。但し同人等の公訴状は左の如し。

公訴状

新潟県北蒲原郡新発田元町七百五十番地士族無職業

中村敬太郎

同県同郡新崎村三十六番地平民農

廿二年六月

同村三十五番地平民農

古山 又三郎

廿一年八月

豊崎 平松

廿七年九月

同県新潟区本町通七番町廿番地平民医学生

鈴木 立三郎

二十二年

同区南浜町通町平民

森田 盛司

二十四年

同県北蒲原郡木崎村七十六番地

桜井 彦太郎

二十年六月

右被告人中村敬太郎、古山又三郎、豊崎平松、森田盛司、桜井彦太郎等は、何れも中村敬太郎が設置したる正義組に加盟して、毎々政体上の改革を論議したる末、到底、其改革を遂ぐるには、各大臣を除却するの外、手段なしと共謀し、其目的を達せん為め、敬太郎は明治二十年八月九日、新潟区古町六番地薬種商加瀬惣次郎方にてエンサンカリ一ポンドを購求し、之を携帯して、明治二十年八月十日、一同国元を出立、着京後、明治廿年九月十日頃に至り、右敬太郎が携帯するエンサンカリへ他の薬品を調和し、爆発物を製造し、之を以て先づ伊藤総理大

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

臣、井上外務大臣を殺害すべしと一決し、敬太郎は右謀議の始末を被告人鈴木立三郎に語りたるに、立三郎も固より同感なるを以て、忽ち之を賛成し、共謀し、俱に其実行の方法を計画せり。而して敬太郎のエンサンカリを所持するは、自然密謀露頭の虞あり。立三郎自から預りたるも尚安心せずして、更に関係なき元森音之丞に預けたるものなり。

右の証憑は、被告人共か警視庁第二局並に予審廷の各自陳押収したるエンサンカリ、医師細井修吾の塩酸加里試験成績証明書、爆発物製造法記載の手帳、元森音之丞申立書等にて充分なりとす。

東京輕罪裁判所予審判事に於て、被告共の所為は爆発物取締罰則第一条第四条に依り罰すべき重罪犯なりと史料し、東京重罪裁判所へ移すの言渡をなしたり。然るに被告の内、古山又三郎、豊崎平松、森田盛司の三名は、故障の申立を為したるも、同庁会議局に於ては、被告の故障を排却して予審終結の言渡を認可せり。

因て及公訴候也

明治廿一年四月十二日

東京控訴院検事長

高木 秀臣

東京重罪裁判所長

評定官小杉直吉殿

なお、同月三十日・改進黨新聞によると、この裁判は「第二期東京

重罪裁判所第一〇号公判⁽⁴⁾で、担当裁判官は「裁判長は、小杉評定官、陪席は伊藤、和田の兩評定官、檢察官は岩田⁽⁴⁾」であった。公判は、五月二十九日の一回だけで終り、翌月五日、判決の言渡が行われた。六月六日・時事新報は次のように報じている。

東京重罪裁判所にては、⁽⁵⁾愈々昨五日、中村敬太郎、古山又三郎、豊崎平松、鈴木五三郎、森田盛司、桜井彦太郎の六氏に対し、爆発物取締罰則違反被告事件の裁判を宣告し、各被告人等は、政体改革の目的を達せんが為、爆発物を製造し、先づ伊藤總理大臣、井上外務大臣を殺害すべしと決心し、其実行の方法を計畫したるものなりと認定し、爆発物取締罰則第一条第四条に依り、⁽⁵⁾敬太郎氏を重懲役十一年に、又三郎、平松、五三郎の三氏を各重懲役十年に処し、盛司、彦太郎の兩氏は本刑に二等を酌減し各重懲役五年に処する旨言渡されたり。尤も古山、豊崎、森田の三氏は、右の裁判に服せずして大審院に上告するよしなり。又、当日、重罪裁判所に於て裁判を宣告する為め、例の如く各被告人等を公廷に呼入れ、裁判官等の出席するや否、被告人の内、中村敬太郎氏は突然起て裁判長に歎願の筋ありと申立てしかば、裁判長小杉評定官は何事なりやと問ひしに、同氏は年来の宿望一朝発露して計畫繪て画餅に帰し、終に其目的を果し得ざりしこと返す返すも遺憾なれ、責めては一首の和歌を我が郷里に送りたければ、其送致方を歎願するなりとて、右和歌を朗吟せんとするや、忽ち裁判長は之を制止して聞届け難しと達し、終に其事無くして已みたりと云ふ。

都下の新聞の多くが、この事件の結末たる量刑を報道しているが(例えば同月六日・毎日新聞、読売新聞、東京日日新聞、改進黨新聞等)、判決書の全文を掲載したものは、私の知る限りではみあたらない。⁽⁶⁾この事件に適用された爆発物取締罰則^(明治十七年十二月二十七日)は、自由党關係の暴動事件に爆裂弾が使用される傾向に鑑み、政府が制定した一種の弾圧立法である。また、この種の事件は、明治十五年刑法第一二五条二項の「内乱ノ陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者」にも該当するから、この条項と爆発物取締罰則の「数罪俱発」と考え「一ノ重キニ從テ」^(刑法第二〇〇条)処断することもできた筈である。しかし、当時の政府の意向としては、自由党關係諸暴動事件に内乱罪の規定を適用することをできる限り回避し、内乱罪以外の規定で処罰する方針であつた。⁽⁷⁾新発田事件の裁判についても、この方針が採られたことは疑う余地がない。

前掲時事新報によると、古山、豊崎、森田の三名に、上告の意思があつたようであるが、実際に上告したのは、豊崎平松だけであつた。同年十月三日・時事新報は「中村敬太郎外六名の内、新潟県平民豊崎平松氏一名は、当時、其裁判に服せずして上告せしが、大審院にては近日より右の上告公判を開廷する筈なるを以て、該上告代言人たる丸山名政氏は、昨日より書類の騰写に着手したり」と述べている。上告の月日は明らかではないが、上告審の公判は十月六日に開廷、同月十一日判決の言渡が行われた。同月十三日・時事新報は、

新潟県平民豊崎平松氏は……其裁判に服せずして上告せしが、

大審院にて既に去る六日、該上告の公判を開廷……一昨十一日該上告の主旨たる……適法の理由なきを以て棄却する旨宣告したり。因みに記す。該被告事件は、原裁判所にては治安妨害の虞ありとて、公判の傍聴を禁せしが、大審院に於ても去る六日は同様傍聴を禁じたるよしにて、上告公判に斯く傍聴を禁じたるは、同院の設立以来、実に稀有のことなりという。

と報じている。豊崎に対する大審院判決文は、次の通りである。

明治廿一年乙第四百三十号

宣告書

新潟県越後国北蒲原郡新崎村百三十五番地平民農

豊崎平松

明治廿一年六月廿七年八月

右平松ハ爆発物取締罰則違反上告事件ニ付明治廿一年六月五日東京重罪裁判所ニ於テ被告ハ中村敬太郎カ設置セシ正義組ニ加盟シ毎ニ政事上ノ思想ヲ相通シ居リ明治廿年八月九日敬太郎カ購求セシ塩酸加里一磅ヲ以テ他ノ薬品ヲ調合シテ爆発物ヲ製造シ伊藤前総理大臣井上前外務大臣ヲ殺害セント共謀シ敬太郎ハ鈴木立三郎ニモ謀リタルニ同感ナルヲ以テ其使用方法ヲ計画中敬太郎カ塩酸加里ヲ所持スルハ不時ノ妨ヲ生スルノ虞アリトテ立三郎自ラ之ヲ預リ尚安心セスシテ更ニ元森音之丞ナル者ニ預ケタルモノト判定シ爆発物取締罰則第一条第四条ニ依リ刑法第二十二條ニ照シ九年以上十一年以下ノ重懲役ノ範圍ニ於テ重懲役十年ニ処スト言渡シタル裁判ニ服セス被告平松ハ上告ヲ為シタリ其要旨抑モ爆発物

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

取締規則(まじ)第四条ハ既ニ其爆発物ノ成立タル後其第一条ノ目的ヲ達

センカ為メ脅迫教唆煽動ニ止マルモノ又ハ共謀ニ止マルモノヲ罰スルノ法条ニシテ本件ノ如キ中村敬太郎カ「エンサンカリ」ヲ所持シタルヲ以テ該条ニ適スルモノニアラス何トナレハ「エンサンカリ」其レ自身ハ爆発物ニアラサレハナリ而シテ中村敬太郎ト政治上ノ改良ヲ謀リタルコトナク敬太郎カ「エンサンカリ」ヲ所持シ居タルハ被告ニ於テ之ヲ知ラス爆発物製法記載ノ手帖ハ他人ノ所持スルモノニテ被告ノ干知ル所ニアラス又敬太郎カ設立セル正義組ハ少年者相集リ夜学研究ヲ為シタル迄ニテ政治上ノ思想ヲ相通シタルニモアラス又タ被告カ出京セシハ学問研究若クハ奉公ノ目的ニシテ政治改革ノ如キハ毫モ知ラス殊ニ「エンサンカリ」ハ他ノ薬品ヲ調合シテ後爆発物トナルモノナルハ被告カ固信スル所ナルニ原裁判所ニ於テ被告ニ對シ有罪ノ言渡ヲ為シタルハ擬律ノ錯誤ニ係ル不法ノ裁判ニシテ上告ノ理由アルモノト思料セリ故ニ該裁判ヲ破毀シ免訴ノ言渡アラシトテ訴願スト云フニアリ

対手人原檢察官岩田武儀ハ上告適法ノ理由ナキモノニ付速ニ棄却アラシコトヲ企望スト答弁セリ被告ハ明治廿一年七月四日付ヲ以テ上告弁明書ヲ呈出シ上告論旨ヲ擴張敷衍シタリ

大審院ニ於テ治罪法第四百廿五條ノ式ヲ履行シタルニ法律ニ從ヒ撰定セシ代言人丸山名政⁽⁹⁾ハ被告カ上告第四条ニ中村敬太郎カ「エンサンカリ」一磅所持シタルヲ以テ爆発物取締罰則違反ナリトハ不法云々ノ点ハ其理由アリト信セリ何トナレハ「エンサンカリ」其レ自身ハ爆発物ノモノニアラスシテ化学上ノ作用ニ依

リ他ノ藥品ト混合シ以テ始テ爆発物ト成ルモノナレハナリ然ルニ
 原判文上敬太郎カ購求セシ「エンサンカリー」一ポンド云々ト認
 メナカラ直ニ爆発物取締罰則違反トセシハ理由ノ齟齬ナリ又爆発
 物取締罰則第一条ニ治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル
 ノ目的云々第四条ニ第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫云々トアリ然
 レハ爆発物ヲ製造予備シ而シテ脅迫教唆煽動等ノ所為アル時ニ在
 テ第四条ヲ適用スヘキハ法ノ精神ニシテ將ニ爆発物ヲ調製シ人ヲ
 暗殺セント云フガ如キ心裏即チ無形上ニ謀ルノ場合等ハ該条ヲ適
 用スヘキモノニアラスト信セリ又原判文上「エンサンカリー」一
 磅ヲ以テ他ノ藥品云々トアリ他ノ藥品トノミニテハ事實ノ理由不
 備ナリト云フヘシ何トナレハ「エンサンカリー」ニ「タンサン」
 ヲ混合スルモ爆発物トナラサルノミナラス仮令ヒ赤燐ヲ混合スル
 モ其分量ニ因リテハ必ラスシモ爆発物ト成ラサルコトアルヘク畢
 竟スルニ化学上其分量製法等ヲ詳悉スルニアラサレハ未タ以テ事
 實ノ理由ヲ明示セリトハ云フヲ得ス然レハ即チ原裁判ハ事實理由
 ノ不備ヲ免レサルモノナリトノ擴張論告ヲ為シタリ依テ立會檢事
 ノ意見ヲ聴キ判決スル左ノ如シ

ハ其使用ニ供スヘキ器具ヲ製造所持セザルモ第一条ノ罪ヲ犯スノ
 意ヲ以テ脅迫教唆煽動及ヒ共謀シタル者ニ適用スルノ法律ニシテ
 各其利^{（主）}裁^{（主）}ヲ異ニスルヤ明了ナリトス今本案被告カ所為ノ事實ハ原
 判文上認ムル所ニ抛ルニ被告ハ中村敬太郎カ設置セシ正義組ニ加
 盟シ政治上ノ思想ヲ相通シ居リ明治廿年八月九日敬太郎カ購求セ
 シ塩酸加里一磅ヲ以テ他ノ藥品ヲ調合シテ爆発物ヲ製造シ伊藤前
 總理大臣井上前外務大臣ヲ殺害セント共謀云々トアリテ被告カ右
 敬太郎等ト爆発物ヲ製造シ二大臣ヲ殺害セント共謀シタル事實ノ
 理由ハ判明ニシテ聊カ不備ノ廉アルナシニ被告等カ爆発物ヲ以
 テ大臣ヲ殺害セント陰謀シタル事實ノ理由ヲ明示シアル上ハ其
 「エンサンカリー」ノ一磅タルト又分量製法ノ如何ナルト若クハ
 「エンサンカリー」ト他ノ藥品云々トノ理由ヲ付シ果シテ爆発物
 ヲ製造貯存セシヤノ事實理由ヲ示サザルモ前第四条ノ罪ヲ構成ス
 ル必要ノ理由ニアラサレハ之カ明掲ニ及ハサルモノナリ何トナレ
 ハ爆発物取締罰則第四条ハ已ニ説明スル如ク其第一条乃至第三条
 ノ律意ト異ニシテ爆発物ヲ製造所持シ又ハ之ヲ使用スルカ如キ有
 形ノ事跡アラサルモ第一条ノ罪ヲ犯サント陰ニ共謀シタル事實ノ
 理由ヲ明示スルヲ以テ足ルモノナレハナリ然レハ被告カ上告第四
 旨論及代官人カ擴張論旨モ到底相立タルハ勿論被告カ其他ノ旨
 論ノ如キハ要スルニ採証並事實判定ノ当否ヲ弁疏スルニ過キスシ
 テ一モ上告適法ノ原由ハ之レナキモノトス

右之理由ナルヲ以テ治罪法第四百廿七条ニ則リ上告ハ之ヲ棄却
 スルモノナリ

於大審院検事小原重哉立会宣告ス

明治廿一年十月十一日

大審院刑事第二局長代理

大審院評定官 原田 種成

大審院評定官 土師 經典

同 寛 元忠

同 山本 昌行

同 島田 正章

裁判所書記 加藤 珠樹

この判決文から推測すると、豊崎は、大臣暗殺陰謀の共犯であること自体を否認していたようであるが、上告申立書の内容がわからず、また判決文もその点にはほとんどふれていないので、詳細は残念ながらつかめない。

かくして、新発田事件関係者一同服役したが、翌年二月十二日、憲法発布の大赦によつて全員放免されたことは、前にも述べた通りである。

新発田事件の主謀者中村敬太郎は、慶応元年十月二十八日、新発田の士族中村包信の長男に出生した。新発田市役所保管、明治十六年作製戸籍簿の中村の記載欄には、「官吏侮辱及ヒ集会条例違反ニヨリ重禁錮一月罰金四円集会条例ニヨリ罰金四円、山形縣罪裁判所米沢支庁ニ於テ処断ノ旨十六年六月六日当検事ヨリ通知」、「故ナク人家ニ侵入スルニヨリ重禁錮二月、東京縣罪裁判所ニ於テ処断ノ旨十七年七月二十三日当検事ヨリ通知、集会条例違反輕禁錮五日ニ処断

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

ノ旨十八年四月十五日通知」の記事があるから、彼は若くして東奔西走、自由民権運動に従事していたものと推測される。また、同戸籍簿によると、中村一家は、「新崎新田第三十八番地平民井上重太郎方」に「全戸寄留」(年月不明)している。とすると、新発田事件の際、中村、古山、豊崎の三名は、同じ部落に居住していたのかも知れない。

当時、新潟県西蒲原郡地方における自由民権運動の中心人物は、県會議員山際七司(後ちの代議士)であつた。中村もおそらく山際傘下の一人と思われるが、いまそれを確かめない。また、中村の組織していた正義組という結社についても、前掲豊崎の上告判決書にみられる「少年者相集」る「夜学研究」の機関であつたという以外に徴すべき資料を見出しえないのは、寔に残念である。

中村の出獄後の動静については、明治二十二年十月十五日、東京日日新聞に、

京浜間壯士団体の惣代として横浜の代言人藤井訓次郎及中村敬太郎、両氏は、条約改正問題の愈切迫したれば、最早安閑として在るべきの時ならずとて、去十二月午後五時五分の汽車にて上京し、翌十三日、各大臣を訪問して一篇の陳情書を捧呈せられし由(傍点)。

とあり、さらに翌二十三年八月十五日・朝野新聞には、
府下壯士の組織に係る自由青年同盟会は、今度愈々解散し、更らに日本労働組なる者を設立し、一昨日午後一時より麴町区飯田町五丁目三十番地の事務所にて開組式を挙行せしが、同日は中

村敬太郎、氏家直國、菅野道親其他三十四名及び府下の俠客新場の小安、家根屋の弥吉等も臨席し、撃剣仕合教番ありしが、同組の目的は専ら文武を研究するにありといふ(傍点)。
(手塚)

という記事もあるから、当時、京浜地方に居住して民権運動をつづけていたことがわかるが、その後の消息は全く不明である。

桜井彦太郎(慶応三年十一月十二日生)は、出獄後郷里へ帰り、格別の政治活動は行わなかつた模様である。古山又三郎(慶応二年九月三日生)は、その後、台湾で商社員をしたこともあつたが、明治三十五年頃上京、政友会院外団の一人としてながく政治運動に従ひ、本郷弥生町で逝去した。豊崎平松、森田盛司、鈴木立三郎については、全く知るところがない。

(1) 新発田に「元町」という地名はない。「本村」の誤りである。なお、本文に引用した明治二十一年五月十六日・東京日日新聞の記事中、中村の住所は明らかに「本村」となつてゐる。

(2) 明治二十年九月十七日、条約改正失敗の責任を負つて外相井上馨は辞職、首相伊藤博文が兼任外相となつた。したがつて、新発田事件が発覚した時点(逮捕された正確な月日は明らかでないが、九月十日以後であることは、公訴状に照して明らかである)においては、陰謀の当面の目標は、すくなくともその半分が失われていたことになる。

(3) 重罪の場合も、予審は軽罪裁判所の管轄である(治罪法第五四条)。予審に対する「故障」の申立は、当該軽罪裁判所の会議局で審理、判決した(同前第二三五条、第二三六条)。三名の「故障」の理由は明らかでない。なお、予審終結の年月日、会議局判決の年月

日、いずれも不明である。

(4) 担当裁判官は、東京控訴院評定官小杉直吉、伊藤悌治、和田取藏、同院検事岩田武儀である。

(5) 爆発物取締罰則第一条「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス」第四条「第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ム者及ヒ共謀ニ止ル者ハ重懲役ニ処ス」。

(6) 東京地方裁判所検事局に保管されていた管の判決原本は、戦災によつて失われた。

(7) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」本誌第三二卷一一号三二頁、同「自由党名古屋事件裁判考」・本誌第三六卷三号四一頁以下等参照。

なお、当時の新聞報道によると、爆発物取締罰則の「第一条第四条及び刑法第二百二十二条(内乱の目的で軍備の物品を劫掠する罪——手塚註)に照し云々」と、あたかも内乱罪と爆発物取締罰則の数罪併発で処罰されたかの如く述べているものもすくなくない(例えば六月六日・東京日日新聞、毎日新聞、改進黨新聞等)。しかし、本文に後掲の豊崎上告判決書に引用されている原判決文をみると、それらの新聞記事の「刑法第二百二十二条」は「刑法第二十二條」の間違ひであることが明らかである。因みに明治十五年刑法第二十二條は「懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス……重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下ト為ス」という規定である。

(8) 治罪法第四二五条「開廷ノ日ニハ公廷ニ於テ專任判事其報告書ヲ朗読ス可シ 検事長及代官人ハ各其趣意ヲ弁明ス可シ」

(9) 丸山代官人は、治罪法第四二二条二項「重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ為シ……自ら代官人ヲ選任セサル時ハ院長ノ職權ヲ以

テ其院所屬ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス可シ」の規定によつて選ばれたという意味であらう。

(10) 治罪法第四二七条「大審院ニ於テ上告ノ理由ナントスル時ハ之ヲ棄却スルノ言渡ヲ為スコシ」

(11) 明治二十二年二月十二日・時事新報。明治二十二年二月十一日勅令第一二号（大赦令）によると、「治安ヲ妨害スル目的ヲ以テ爆発物取締罰則ヲ犯ス罪」は大赦の対象になり（第一条の十八）、さらに同月同日司法省訓令第三号（大赦施行手続）には、「赦免ヲ得ヘキ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケ……其執行中ニ係ル者ニ對シテハ原裁判所ノ檢察官ヨリ速ニ赦免ヲ得タル旨ヲ通知シ在監中ノ者ハ之ヲ放免スヘシ」とある。

(12) 中村敬太郎の戸籍調査については、新発田市役所市民課長福岡光二氏、証明係長宮村信三氏の御配慮をうけた。その御厚意を謝す。なお、この調査は、福岡課長他市役所係員の丹念な努力が実を結んだものであつて、その状況は新発田で発行されている越佐時報第七〇一号（昭和四十一年九月十一日）、第七〇二号（同月二十一日）に詳しい。

(13) 永木千代治「新潟県政党史」（昭和三十七年）は、詳細な地方政党史であるが、中村および正義組については、なんらの記述もない。

(14) 桜井の戸籍調査については、新潟県豊栄町長三林宏作氏の御配慮をうけた。その御厚意を謝す。

(15) 古山の戸籍調査については、新潟市役所戸籍課長片田茂氏の御配慮をうけた。そのほか、豊崎、桜井、鈴木、鈴木の戸籍調査についても、同氏の御骨折りをいただいた。その御厚意を謝す。

(16) 古山の実弟にあたる古山幸吉氏（新潟市新崎居住）から筆者宛私信による。

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

二 射水郡事件

これは、明治二十一年の夏、富山県射水郡の旧自由党员金瀬義明他三名が、大臣暗殺陰謀を企て、警視庁に検挙され、翌年はじめ、東京重罪裁判所の予審が終結したところ、たまたま憲法発布の大赦によつて全員放免された事件である。

明治二十一年十一月九日・郵便報知新聞は、この事件が予審中である旨を、次のように報じている。

先頃、二三の激徒が大臣暗殺の陰謀を企たりとの噂は、全く跡方もなきことにはあらず。今ま聞き込みたる事実の大略を記せんに、此の企の露見に及ひしは、去八月頃にして、其の主謀者とも云ふべきは、富山県射水郡の金瀬義明なるものにて、八月頃、同県人福井鉄次郎と謀り、大臣暗殺の檄文様のものを作りて同志を求むることに尽力したるも、何分意の如く運ひの付かざる内^{（まき）}、若し其の檄文か他人の手に渡り、其れか為め事の暴露に及はんことを恐れて、一と先つ右の檄文は竹筒に納め、之を土中に埋めしが、其後、千葉県の医師にて青木逸なるものを語らひ、己れの意中を明かして爆裂彈製造のことを依頼したるに、同人は先つ十余箇を製造し、一日、千葉県の山中にて人家を離れたる所に持ち行き、之を試発したるに、其の破裂せる勢の凄しき、巖石を粉齏^{こなな}にしたるを見て、斯程に劇しきものを所持するときは、誤て己を傷くることなしとせずとて、頗る恐怖の念を起し、最初金瀬に約したる大臣暗殺の事を思ひ止めんと躊躇し居たるに、此際右の陰謀

者の一人なる福井鉄次郎か他の被告事件にて其筋の拘留となり、⁽¹⁾段々取調を受けたる末、以上の企を為したる事実露見し、金瀬、青木の二人も同じく拘留する所となり、遂に予審判事の手に渡り、⁽²⁾今まに審問中なりとのことなり。

さらに、同月十日・絵入朝野新聞もほぼ同様の記事を掲げ、さらに同日・読売新聞も簡單ではあるが、この事件を報道した。ところが、当時の新聞紙条例(明治二十年十二月)は、予審中の事件の報道を禁止していた。⁽²⁾それがため、三新聞の編集人は条例違反に問われ、郵便報知の稲葉金次郎が罰金二十円、絵入朝野の真野均平が罰金十五円、読売の鈴木光次郎が罰金十円に処せられたのである(以上三年十一月二十八日東京輕罪)。⁽³⁾報知の編集人の刑がもつとも重いのは、いぢ早く事件を報道したためであり、読売の編集人のそれが軽いのは、記事の内容が簡略であつたためであろう。

射水郡事件の予審は、翌二十二年のはじめに終結したが(正確な月日は不明である)、たまたま憲法公布の大赦が発令されたので、公判開廷に至らず、全員放免された。明治二十二年二月十五日・時事新報は、這般の模様を次のように伝えている。

富山県平民福井鉄次郎、同茶木喜七郎、同小瀬義明、山口県土族青木逸の四氏は、爆発物取締罰則違反の廉にて、この程予審終結に至り、近日、東京重罪裁判所に於て開廷の筈なりし処、今般の大赦令に依り一昨十三日放免されたりと。

この報道が正しいとすれば、すでに検事の公訴状も提出され、公判開廷をまつばかりの段階に達していたものと推測される。なお、

この記事により、事件の關係者は、金瀬、福井、青木以外に、茶木喜七郎もいたことがわかる。

事件の主謀者金瀬義明は、安政三年十二月十日、越中射水郡橋下条村に生れた。射水郡は、富山県における自由民権運動発祥の地である。すなわち、いち早く明治十年、橋下条の隣町、小杉に、海内果、増田賛らの相益社が設立され、同年十一月、機関誌「相益社談」を創刊して啓蒙運動を開始した。同社は後ちに越中改進黨(明治十五年五月)結成母体の一つとなつた政社である。小杉の南、棚田村の出身で、後に富山県自由党の中心人物となつた稲垣示は、はじめ相益社員であつたが、同社の漸進的傾向を不満として明治十二年春以降、独自に政談演説会を開き、急進的な自由民権思想を唱えた。そして翌十三年一月、稲垣は高岡に北立社を創設、同年三月、大阪の愛国社大会、さらに十一月、東京の第二回国会期成同盟会にも参加、十五年一月、高岡に北立自由党を結成した。板垣退助の自由党創立(明治十四年十月)に呼応したものである。⁽⁸⁾金瀬義明は、稲垣の傘下にはせ参じた一人である。金瀬がいつから稲垣に接近したかは明らかでないが、すでに十三年には、両者共に射水郡旧義會會議員として、協力していたというから、あるいは相益社以来の同志であつたかも知れない。

明治十七年五月の「自由黨員名簿」富山県の部には、稲垣、金瀬ら二十五名が登録されている。当時、北立自由黨員は三百余名いたといわれるが、その中の幹部黨員だけが、自由党本部に加盟していたものと思われる。

現在九十五才で小杉町名誉町民になつておられる漢詩人片口安太郎（江東）氏は、当時の金瀬について、次のように語つてゐる。⁽¹³⁾

金瀬は、現在小杉町に合併している橋下条村の生れで、稲垣示の傘下の命知らずと云う猛者であつた。しかし、人相はよろしいし、華奢の紳士型で、逢つた処仲々如才のない人であつた。私は年少であつたが、妙な縁で能く知りあつた。憲法発布前の自由党员として著明であり、自由党から金が巡つて来て、ぜいたくであつた。

明治十八年十一月、稲垣は大阪事件に連坐して捕縛された。金瀬は、この陰謀にはむしろ消極的で、稲垣の参加を制止しようとしたといわれる。⁽¹⁴⁾二十年九月、星亨が富山県に来たるや、金瀬は県下有志二十名の一人として、その歓迎会に出席、また同年十月、県下の旧自由、改進黨合同会議には、自由党代表の一人として参加した。⁽¹⁵⁾

この会議は、憲法発布、地租軽減、集會言論の自由に関する要請を元老院へ提出するための会議であつたが、建白書の形式を主張する島田孝之（改進黨系県会議長）一派と、建議書の形式を唱へた射水郡旧自由党有志が対立、結局、両派が別行動を採ることになり、金瀬は射水郡千二百九十七名の総代に選ばれ、福井鉄次郎他二名と共に、⁽¹⁷⁾同年十二月三日に上京、元老院に建議書を提出し、翌二十一年一月帰郷した。⁽¹⁸⁾前述の陰謀事件で、金瀬が高岡警察署に逮捕され、東京へ護送されたのは、同年九月である。⁽¹⁹⁾事件の管轄が東京の裁判所であつたことは、犯罪の地が東京であつたためか、あるいは最初の関係者が東京で逮捕されたためか、⁽²¹⁾どちらかであろう。いずれにもせ

よ、陰謀の時期、場所、暗殺をめざした「大臣」の具体的氏名など、⁽²²⁾詳しいことがわからないのは寔に残念である。

翌二十二年二月、前述のごとく、公判開始直前に大赦の恩典に浴した。故郷に帰つた金瀬は、同年九月、橋下条村の村長に選ばれた。⁽²³⁾彼の政治活動はその後もつづいた。すなわち、大隈外相の条約改正反対運動にも参加、⁽²⁴⁾また二十三年七月には、射水郡町村協議会の席上、郡長金田清風毆打事件を惹きおこし、富山軽罪裁判所で重禁錮四月罰金十五円の判決をうけた。⁽²⁵⁾翌年、町長を辞任した彼は、その後上京し、二十五年五月、保安条例により「皇居三里以外」に退去を命ぜられてゐる。⁽²⁶⁾

明治三十年、金瀬はふたたび町長に選ばれ、⁽²⁷⁾十数年間にわたつてその職にあり、大正四年八月五日、現職のまま逝去、享年六十才であつた。

陰謀の共犯者福井鉄次郎⁽²⁸⁾、茶木喜七郎は、小杉周辺の民権壮士であつたと思われるが、その経歴は不明である。また青木逸については全く知るところがない。

(1) これがどんな事件であつたかは明らかでない。明治二十一年三月十五日・中越新聞は「過般富山県の有志総代四氏は、建白書捧呈の爲め出京せしが、其内三氏は既に帰県し、福井鉄次郎氏のみは浅草象潟町象潟屋に止宿中にて、一昨夜所用ありて駿河台東紅梅町加藤方に居る同県人浅井嘉七郎氏並山村助太郎氏の許に到り、種々談話をなし居りし如、突然巡查数名入り来り、福井氏を浅草田町警察署に拘引したり」という記事をのせている。この拘引理由もわから

ないが、時期的にみて射水郡事件を自白した時の勾留とは別である。しかし、在京中の福井は、警察の要注意人物として、しばしば拘引されていたことだけは判明する。

(2) 新聞紙条例第一六条「重罪軽罪ノ予審ニ関スル事項ハ公判ニ附セサル以前ニ於テ之ヲ記載スルコトヲ得ス 傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ関スル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ス」 第二九条「第十六条第十七条第十八条ニ違フトキハ編輯人ヲ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十元以上二百元以下ノ罰金ニ処ス」。

(3) 明治二十一年十一月三十日・郵便報知新聞、読売新聞。真野と鈴木は、明治十五年刑法第八九条第九〇条により、それぞれ一等または二等の酌量減輕をうけたのである。

(4) 新発田事件の場合と同様に、内乱罪は全く適用せず、爆発物取締罰則違反だけで起訴されたものと思われる。これが大赦の対象になつたことは、前述の通りである（前節註10参照）。

(5) 前掲大赦施行手続第二条「赦免ヲ得ヘキ罪ニ付予審又ハ公判中ニ係ル事件ニ付テハ檢察官ヨリ公訴ヲ抛棄スルノ手続ヲ為スヘシ」。

(6) 金瀬義明の戸籍調査については、小杉町長村除宅氏の御配慮をうけた。その御厚意を謝す。

(7) 「小杉町史」（昭和三十四年）後篇・八頁、「富山県政史」（昭和十六年）第四卷・九〇頁。

(8) 稲垣の経歴は、前掲県政史・八六〇頁以下による。なお、前掲自由党史・上巻・二七一頁、中巻・三三三頁等参照。

(9) 桂正直「金瀬義明君伝」・「中越名士伝」（明治二十五年）・八七頁。

(10) 前掲書・八八頁。

(11) 「明治十七年五月・自由黨員名簿」・「明治史料」第一集・五六頁

以下。

(12) 前掲県政史・七八頁。

(13) 昭和四十一年十月十二日、筆者が病臥中の翁から筆談によつて採録したものである。

(14) 桂・前掲金瀬伝・八九頁。

(15) 前掲県政史・一二九頁。

(16) 前掲書・一三一頁。

(17) 前掲県政史には「福井鉄太郎」（二三三頁）となつてはいるが、これは「鉄次郎」の誤りである。

(18) (19) 桂・前掲金瀬伝・九〇頁——九一頁。

(20) 陰謀の場所が、富山県下であれば、陰謀後、福井が上京、警視庁に拘留された際、事件を自白、それがため金瀬が高岡の自宅で逮捕されたと考えられる。また、その場所が東京であつたとすれば、元老院へ建白後、一旦郷里へ帰つた金瀬はその後ち上京し、陰謀計画後にまた高岡へ帰つていたことになる。そのいづれであつたかを確めえない。

(21) 治罪法第四〇条「同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地ノ裁判所ヲ以テ予審及ヒ公判ノ管轄ナリトス 犯罪ノ地分明ナラサル時ハ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス、第四十一条一項「数箇ノ裁判所ノ管轄地内ニ於テ同時ニ又ハ繼續シテ一箇ノ罪ヲ犯シタル時ハ其中ニテ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス」。

(22) 明治二十一年八月当時、総理大臣は黒田清隆、外務大臣は大隈重信であるが、条約改正問題を中心に、世情騒然たる時期であつたから、暗殺目標となつた「大臣」は、これらの人であつた公算が大

(23) 前掲小杉町史・三四頁。

(24) 桂・前掲金瀬伝・九二頁。

(25) 前掲県政史・三三八頁以下。森井周義「富山県政秘話」第四三回・昭和二十六年三月二十七日・富山新聞。この新聞記事は、金瀬の令孫に当る金瀬尚義氏(富山県地方課長)の御教示による。なお、前掲金瀬伝には、「有罪の宣告」を「不当として控訴し、十月(明治二十三年——手塚註)大坂控訴院に於て判決あり。監獄繋留中の日子を扣除して放免となりたり」(九二頁)とあるが、控訴審判決の内容は明白でない。

(26) 前掲県政史・二一八頁。当時、金瀬は「北陸八州会所屬」といわれるが、この壯士団体については、他にみるべき資料がないようである。

(27) 註23に同じ。

(28) 福井については本文で述べたごとく、明治二十年十二月の建議上京委員の一人であつたこと、また警視庁にしばしば逮捕されたこと(註1参照)がわずかにわかっているが、その苗字からみて富山県射水郡大門町の出身と推定される(小杉町長村除宅氏談。同地方郷土史家の御教示を乞いたい)。

三 田 辺 事 件

これは、明治二十年二月頃、和歌山の浅井菅至夫(有地芳太郎、後の小笠原菅至夫)が内乱陰謀を企てたが、計画の発覚を顧念して、翌年七月、和歌山県田辺警察署に自首した事件である。明治二十一年八月七日・朝野新聞は、この事件を次のように報じている。

和歌山県和歌山区本町七丁目士族浅井(旧姓有地)菅至夫氏は、曾て内乱の陰謀を企てしに、近時に至り、事の容易に遂げ得

自由民権運動関係小暴動事件拾遺

べからざるを覚知し、其発露を恐れ、去月初旬、県下漫遊として西牟婁郡田辺に到りし時、特に感ずる処ありて、田辺警察署に向て事の次第を自首したれば、同署長警部山治武氏は直に和歌山軽罪裁判所田辺支庁へ護送し、同庁検事清原真弓氏は浅井氏に対し拘留状を發したるに、検事判事共に違法の処置なりとて、浅井氏より同庁会議局へ故障の申立を為せしに、同局にては自首者の申立を是認し、治罪法第四百一条に依り、去月三十一日、自首者を解放したるが、予審は尚引続き取調中なる由。

この記事から推測すると、田辺警察署の山警部から被告人を受取つた清原検事は、事件を「現行犯」と解し、「勾留状」を發すると同時に、和歌山軽罪裁判所田辺支庁の予審判事(後掲言渡書によつて石津命世判事であつたことが判明する)に、事件の予審を請求したものとされる(治罪法第一〇七条)。現在、和歌山地方檢察庁田辺支部保管の「事件簿」には「明治二十一年七月六日受理(田辺署に自首、同年七月七日予審請求)」の記事がのこつている。治罪法における「勾留状」は、検事または予審判事が「被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス」とされていた(同前條)。内乱陰謀の自首に対する法定刑は、「六月以上三年以下ノ監視」(明治十五年刑)であるから、そうした場合の被告は、勾留状の対象にはなりえない。たとえ検事が勾留状を執行したとしても、予審開始後、予審判事が「二十四時内ニ被告人ヲ訊問」して「検事ノ發シタル勾留状ヲ解キ」得る筈である(治罪法第一〇七条)。

判事がそれを解かなかつた処置は、共に法律上の手續を誤つたものといわねばならない。前掲朝野新聞の記事に「検事判事共に違法の処置なり」とあるのは、そのことを指摘したものである。浅井が田辺支庁会議局に「故障」の申立を行い、勾留を解かれたのは当然であつたといえる。

ところで、浅井の陰謀の内容については、明治二十一年八月二十五日・朝野新聞が、次のように伝えている。

和歌山県の浅井誉至夫氏の内乱陰謀の自首を為せしことは、既に記載せしが、同氏は客年中在京の頃、某氏の案内状を得て、宇都宮に赴き、刀剣商何某方にて五百本の長短剣を一見せしとありしが、同氏の予て国政改革の意見を懐き居る趣は早くも其筋へ聞えしかば、偕ては彼の刀剣も購入の内約ありしものにて、容易ならぬ企あらん杯の伝説さへあるに至りしかば、斯くては望を遂ぐることも覚束なしと思ひ遂に自首せしものなりと云ふ。尚同氏は予審中なれども廿日間の旅行願済て去る十五六日より和歌山へ帰り居る由。

ここに報道されている事件の内容が真実かどうかは、確めえない。この記事がでた直後、和歌山軽罪裁判所田辺支庁は、事件を証拠不十分として免訴にした。その言渡書は次の通りである。

免訴言渡書

和歌山県和歌山区本町七丁目五番地 土族 著述業

被告人 浅井 誉至夫

当二十一年

右内乱陰謀被告事件検察官ノ起訴ニ依リ遂予審処

被告人ハ明治二十年二月申東京神田区錦町一丁目旅籠屋業武蔵屋方ニ於テ亡西尾政民ト共ニ政府ヲ顛覆スルコトヲ目的トナン内乱ノ陰謀ヲ為シタリトノ証憑充分ナラストス

右ノ理由ニ依リ被告人浅井誉至夫ニ対シ治罪法第二百二十四条第一ニ従ヒ免訴ノ言渡ヲ為ス者也

明治二十一年八月二十七日和歌山軽罪裁判所田辺支庁ニ於テ

予審判事 石津 命世
裁判所書記 郡 辰二郎

言渡書の内容が余りにも簡單で、事件の内容を詳しく知りえないのは寔に残念であるが、それにしても、犯人が自首した事件に、証拠不十分というのは、疑問がのこる。共犯者西尾政民（この人の經歷は不明である）が死亡していたから、陰謀の立証が困難と考えられたためか、それともたとえ有罪にしても、前述のごとく自首の場合には、「監視」以上の刑を科することができなかったから、わざわざ国事犯として世間の耳目を惹くまでもないという政治的考慮によるものか、あるいはまた国事犯の榮譽をになうための売名的自首と判断されたためか、そのいずれかであろう。

浅井誉至夫は、明治元年四月十七日、和歌山本町六丁目有地芳助の長男として出生、幼名を芳太郎といつた。明治十六年一月、同郷の先輩鎌田栄吉のすすめで慶應義塾に入ったが、まもなく実父の希望で大学予備門へ転じた。在学中、立憲改進黨の幹部で東京府會議長の沼間守一の知遇をうけ、政治運動へ進んだ。それがため、大学

予備門は退学したものとと思われる。そして時期は明らかでないが、和歌山の写真屋浅井家へ入籍、また同二十年五月、芳太郎を菅丈夫と改名した。内乱事件を企てたのは、ちようどその前後のことである。しかし、前にも述べたごとく、その動機、目的、手段並に背後関係など確実なことはわからない。免訴になつてからは、郷里に住み、同二十六年、「和歌山県會議員論評」を出版、その直後、小笠原家へ養子にむかえられた。⁽¹³⁾同三十年三月、和歌山実業新聞を發刊、経営した。同三十二年九月、和歌山県會議員に当選したが、當時の政界の状況を潔しとせず、在任二年で辭職、大阪へ赴き、平和主義を標榜した。「評論の評論」を發行し、健筆をふるつた。その後、棉花販売、株式売買の營業をはじめ、かなりの産をなして同四十年十二月、故郷に帰り、和歌山市豊原町に居住した。翌年、政友会の幹部中橋徳五郎のすすめで上京、一時は農商務大臣大浦兼武と接近したが、彼の民権思想は、到底、大浦とは融和せず、それがため、在京二年間は、専ら株式売買に従事したといわれる。明治四十三年、故郷に帰つた彼は、十数年間、世を静観していたが、昭和のはじめ、ふたたび大阪に赴き、堂島ビルに事務所を構え、帝国キネマ、堂島ビルホテル、松居商会など数社の顧問として活躍、昭和二十年三月二十一日逝去、享年七十八才であつた。

彼の民権思想は終世変わらず、安部磯雄、村井知至らとは、思想的に肝胆相照らす仲であり、他方また頭山滿とも交際があり、その縁故で、亡命中の孫文をかきまつたとも伝えられている。彼は、「明治的志士」の一人であつたといえよう。第二次大戦中の文部省体育局

長小笠原道生氏は、彼の嗣子である。

- (1) 現在の田辺警察署には、この事件の記録は全く残されていない。
- (2) この記録および後掲予審免訴言渡書の謄本は、和歌山地方検察庁検事正下牧武氏の御配慮によつて入手したものである。ここに記して厚く御礼申上げたい。
- (3) 明治十五年刑法第一二六条「内乱ノ予備又ハ陰謀ヲ為スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前に於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以下三年以下ノ監視ニ付ス」。
- (4) 予審に際し、判事または検事が「法律ニ背キ令状ヲ發シ」た場合、被告は当該裁判所の會議局に「故障」の申立ができた（治罪法第三四條）。故障は判事三名以上を以て構成する會議局において判決された（同前第二三六條）。明治二十一年八月「官員録」によると、和歌山始審裁判所田辺支庁には、判事として豊島篤次、伊藤高秋、石沢命世の三名、判事候補として長尾与吉が在職している（甲・一三〇枚裏）。この中、石沢判事は予審係であつたから、他の三名が會議局の構成メンバーであつたと思われる。但し浅井の故障申立の月日、會議局判決の月日はわからない。
- (5) 治罪法第一四一條「予審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ニ非スト思料シタル時ハ予審中何時ニテモ勾留状又ハ収監状ヲ取消ス可シ」。
- (6) 保釈、責付中の被告人が、当該裁判所の管轄外の地区に旅行するときは、検事に願ひいで、その許可をうる必要があつた（明治十六年十一月五日・司法省達丁第三一號）。勾留されていなく予審中の被告人の旅行の場合の規則はないようであるが、保釈、責付中の被告に準じた取扱をうけていたものと思われる。

(7) 治罪法第二三四条「予審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為シ且被告人勾留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ為ス可シ 一 犯罪ノ証憑充分ナラサル時(以下略)」。

(8) 「監視」は、明治十五年刑法の附加刑の一種であるが(第一〇条)、例外的にそれのみを科せられる場合もあつた。監視は、警察官吏によつて行われ、毎月二回の警察署への出頭、転居の許可制その他日常生活上、種々の制約をうけた(明治十五年刑法附則第二一条以下)。

(9) 浅井の経歴については、とくに註記したものをのぞき、和歌山地方の人物誌を専攻しておられる阪上義和氏(和歌山赤十字病院事務長)の御教示による。同氏の御援助に感謝の意を表したい。

(10) 「慶應義塾入門帳」には、「有地芳太郎 和歌山県紀伊国和歌山区宇治東組本町七丁目五番地 平民 明治元年四月十七日生 明治十六年一月十五日 証人鎌田栄吉」と記されている(第十四冊・一九八枚)。

(11) 石川安次郎「沼間守一」(明治三十四年)・三三三頁以下。

(12) 浅井家の養子になつたのか、婿養子になつたのか、あるいは入夫になつたのか、その辺の事情は明らかでない。

(13) 明治初年法では、いちど養子になつた者が他家の養子になるには、一旦、実家に復帰する必要があつた(高柳真三「明治初年の養子法」)国家学会雑誌第四一巻六号一一六頁)。さらに養子が戸主になつていたとしても、「不得止」る理由があれば他家の養子になりえた(同前・一一四頁)。この場合は実家復帰の必要はなかつたものと思われる。浅井が、どんな法律上の経過で、小笠原家へ入つたかは明らかでない。

後記 本稿起草に際し、多くの方の御援助をうけたので、それぞれの項に註記して感謝の意を表したが、なお、それ以外に、最高裁判所首席調査官中野次雄氏、新発田市会議員武藤毅氏、新発田図書館長高橋礼弥氏、新発田の郷土史家波多野電八郎氏、和歌山県庁県政史編纂室の北山繁治氏、新潟市北地区事務所の大島好氏からも、いろいろ御配慮をうけた。ここに記して厚く御礼申上げたい。

なお、本研究は、昭和四十一年度慶應義塾学事振興資金の援助をうけた研究の一部である。

(四十一年十一月二十九日稿)

追記 その後の調査によると、新発田事件の豊崎平松は、万延元年八月二十三日出生、大正三年一月、分家して福島県岩瀬郡須賀川町へ転居、昭和六年二月十五日、同町で逝去した。出獄後は人力車業に従事し、格別の政治活動は行わなかつた模様である。